

議員提出第 14 号

平成 27 年 12 月 17 日

「長野県安曇野建設事務所の存続および機能権限の強化を求める」意見書

地方自治法第 109 条及び安曇野市議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 濱 昭 次 様

提出者

安曇野市議会経済建設委員会

委員長 平 林 明

宛 先

長野県知事

「長野県安曇野建設事務所の存続および機能権限の強化を求める」意見書（案）

平成 21 年度に実施された、長野県の出先機関の再編において、安曇野建設事務所は、特定業務を松本建設事務所に一旦集約されましたが、平成 24 年度解消された経過がございます。

しかしながら本年 6 月 8 日に、県知事から、「長野県行政機構審議会」に対し、「現地機関の組織体制を中心とした県の行政機構のあり方」について諮問がされました。

安曇野市は、長野県のほぼ中央に位置し、西方には中部山岳国立公園である北アルプス連峰が連なり、槍ヶ岳に源を発する犀川と、北から南下する高瀬川にはさまれ、中央には穂高川、烏川、黒沢川が扇状地を作り、豊かな自然環境や地域資源に恵まれ、多くの人々に親しまれています。

この地理的な環境の中で、安曇野建設事務所管内の社会資本は、市西部において国営アルプスあづみの公園や、県営烏川溪谷緑地が整備されつつあり、幹線道路や J R は、南北に長野自動車道、国道 19 号線、国道 147 号線、J R 大糸線及び J R 篠ノ井線が走っていますが、これらを東西に結ぶ道路ネットワークの強化や、J R の利便性向上等が課題となっております。

このような中、松本糸魚川連絡道路整備や黒沢川改修などの大型事業が計画されている一方、糸魚川静岡構造線の危険性の高まりや、異常気象による、局所的豪雨や豪雪などが懸念されており、安曇野建設事務所の責任は甚だ大きくなっております。

今後も市民の安全・安心な暮らしを守るためには、安曇野市と安曇野市を管轄する安曇野建設事務所が総合的に連携し、社会資本整備を進めていく必要があります。

以上から、安曇野建設事務所の存続とともに、機能権限の強化を強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 27 年 12 月 日

長野県安曇野市議会

長野県知事 殿